

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第 卷五十五第

月九年七十和昭

論叢

北支の金納小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

松方正義公の經濟政策論……………經濟學士 堀江保藏

支那證券市場の性格……………經濟學士 德永清行

呂祖謙の貨幣思想……………經濟學士 穗積文雄

研究

近世絹織業の市場構造……………經濟學士 堀江英一

支那に於ける開墾問題……………經濟學士 山崎武雄

說苑

中小工業と創造信用……………經濟學士 田杉競

附錄

彙報

呂祖謙の貨幣思想

穂積文雄

呂祖謙、字は伯恭、東萊先生の稱あり、婺州（浙江省金華縣）の人、南宋の高宗の紹興七年（西紀一二三七年）生まる。わが國では崇徳天皇の保延三年にあたり、保元の亂に先だつこと十九年である。孝宗隆興中の進士でまた博學宏詞科に中り、太學博士に除せられ、後出でて嚴州に教授となり、尋いでまた召されて博士となり、國史院編修官・實錄院檢討官を兼ね、孝宗に聖學を講じ大事を恢復すべきを説き、徽宗實錄を重修し書成るや治道を論じ、また困難なりとせられた「聖宗文海」の校正刊行を完成して「皇朝文鑑」の名を賜はる。直祕閣に除せられ、著作郎兼國史院編修官となり卒す、時に年四十五。孝宗の淳熙八年（西紀一一八一年）、わが國では安徳天皇の養和元年、源義仲が木曾に兵を擧げ、平の清盛の薨じた年である。だから、その一生はわが平氏の華かなりし時代にあたる。諡を成といひ、後忠亮と改む。

呂祖謙、爲人、心平、氣和、崖異を立てず一時の英偉卓犖の士皆心を歸すとせられる。少時性卡急であつたが一日孔子の「躬自ら厚うして人を責むるに薄し」といへるを誦してたちまち平時の忿懣が渙然と冰釋したと傳へられる。朱熹はかつて「伯恭のごときはまさにこれよく氣質を變化す」といつたといふことである。すでに病に臥しても任重く道遠しの意衰へず、居家の政は皆後世法となすべきものがあつたといはれてゐる。

* この傳は主として宋史、卷四三、儒林列傳中の呂祖謙傳により、かたはら諸書により補ふところあつたものである。
** 論語、衛靈公第十五。

呂祖謙は學を以て立つたが、その學はそも彼の家が學門の家で、家庭に中原文獻の傳ふるあり、幼より學に向へるものであり、長じて林之奇、汪應辰、胡憲（カ）に従つて遊び、また張栻、朱熹と友となり講索ますく精しきを加へた。世にこの三人を東南の三賢といふ。その學統はもと關洛を以て宗となし、かたはら載籍を稽へ涯涘をみずと稱せられる。たゞに詩書春秋等の古義に通ずるのみでなく、また、政治經濟の實學の造稽淺からざるものあり、永嘉學派の棟梁葉適と併べ稱せられる。著はすところ、古周易、春秋左氏傳説、東萊左氏博議、大事記、歷代制度詳説、少儀外傳、呂氏家熟讀詩記、東萊呂太子文集等あり。

中につき彼の政治經濟思想をうかゞふにもつとも便あるはずなはち歷代制度詳説で、その卷七錢幣の條下における「詳説」は彼の貨幣思想を知るにもつともよい資料とするを得よう。馬端臨の「文獻通考」の「錢幣」の卷の末尾に「東萊呂氏曰く」として引くところはすなはちこれである。本稿はそれによつて呂祖謙の貨幣思想をうかゞはんとするさゝやかな試である。

二

呂祖謙の貨幣思想を前記の根本資料によつてうかゞふに、呂祖謙はまづ貨幣は何のために生じたかといふ設問より出發する。そして彼はそれに對して、「錢は財貨を阜通するものであつて、「錢幣を作り一時の宜を權り民を移し粟を通ずる所以のものは救荒のために設く」といふ。その論據は、管子に禹湯の幣を論じて、禹は歷山の金を以てし、湯は莊山の金を以てす、皆凶年により、故に幣を作り民の饑を救ふとなせること、周官司司に、凡そ國に凶荒あらば市に征なく布を作るとあること、及び單穆公が景王を諫めるの説に、古は天災流行す、こゝにおいて資幣を量り輕重を權り幣を作り以て民を救ふとあることにある。

ところで貨幣を以て救荒のためのものとすれば、まづ、凶荒の場合のほかは貨幣の要はないわけとなるが、それはなぜかといへば、彼によれば貨幣は財貨の本ではないからである。では財貨の本は何であるかといへば、衣食の具、穀粟布帛等とする。すなはち、「三年耕して必ず一年の食あり、三十年の通を以て制せば九年の食あり、註一以て財貨の盛となす、三登を太平といふ、王道の盛なり」といふを引用して、「古人財貨を論するにたゞ九年の積を論じて初未だ嘗て所藏の數萬千緡を論ぜざる」は何故かといへば農桑衣食は財貨の本で錢布の流通は一時の宜を權るにすぎぬからであるとなし、「先づいはゆる穀粟ありて、泉布の權まさに施すところあり、もしかくのごとく本なければ、積籩至つて多しと雖もまた何ぞ盈虚の數を補はん」といひ、従つて、當時にあつては穀帛が主であつたとして「三代以前、財賦を論するもの皆穀粟を以て本となし、いはゆる泉布は輕重を權りて民よりとるにすぎず、九貢九賦、錢をもつて賦となすこと甚だ少なき所以、いはゆる俸祿、また田を頒ち祿を制し、君卿大夫、采地を以て多寡をなすにすぎず、また未だ嘗て錢布を以て祿となさず」といひ「三代の人多く地著し、末作をなさざる」も「けだし錢の用なきによる」とする。

次には錢幣が救荒に役立つのはどうしてあるかといへば、彼は對へる。「凶年饑荒幣を作る所以は先儒いふ、金銅凶年なし、時を權りてこれを作り、以て有無を通じ、以て多少を均しくするのみ」と。すなはち、穀帛は財貨の本であるが、時に饑荒あるをまぬがれない。しかるに錢幣の素財をなす金銅には饑荒はない。だから饑荒で穀粟の欠乏するときでも、金銅の採掘はできる。それで饑荒の場合には金銅を以て錢幣を作り、これを以て他の饑荒に遭はぬ地方から穀粟を購入して有無相通せしめ、かくて饑荒を救ふといふものと解すべきであらう。かくの如き考へ方は支那ではオーストリアツクスな考へ方ともいひうるところであらう。明の丘濬のごときも、そ

の大學衍義補において全くこれと同じことをいつてゐる。^{*}だが、しかし、これにはいろ／＼の難點があるやうに思はれる。まづ、禹湯の事蹟や、乃至周禮の記述はどこまで史實として信頼しうるかと問題である。すくなくとも、禹湯の時代に金屬鑄貨が行はれたことは肯定しにくいのではないか。殷墟の出土品においてさへ貨幣と目しうるものは貝貨がみいだされるにすぎず、金屬鑄貨の出現は春秋末期以前に遡ることは困難とせられるが普通である。單穆公景王を諫めるの説も、それは景王が大錢を鑄らんとするを諫めるものとせられてゐるのであるが、景王大錢を鑄るの事實は今日においてはあるいは疑はれ、^{**}あるいは否定せられる。^{***}

次に、しばらくそれらを問題外におくとするも、當時の狭い版圖内において、ある地方は饑荒であり、他の地方はしからずといふことがはたしてありうるであらうか。あるいはそれはありうるとしても、その場合は二地間の距離は相當大で、當時の交通機關の力ではしかく容易簡單に有無相通することができたであらうか、疑ひなきを得ない。

かりにそれは認めるとするも、平素貨幣を用ゐないヒルデブランドのいはゆる自然經濟の社會において、饑荒の場合だけ錢幣を作つて有無相通する交易の具とするといつてもそのやうなことがはたして可能であらうか。それと關聯するが、この説には貨幣は金屬鑄貨にはじまるといふ考へ方がひそむやうにもとれるが、さうだとすればそれは謬りである。支那においても貨幣はやはり物品貨幣から鑄貨に進んだ筈である。^{***}そしてさうであればこそ錢幣が有無相通する交易の具として役立つこともできようといふものである。

かうみてくるとこの考へ方は首肯しがたいといはねばならぬやうである。思ふにそれはすでに金屬鑄貨の行はれたる時代に入りて、そこになりたてる考へ方を推して古代三代以前に及ぼせるものと解すべきではあるまい

* 丘濬、大學衍義補、卷二十六、銅楮之幣上。拙稿丘濬の貨幣思想（經濟史研究第二十七卷、第六號）參照。

** 小島祐馬博士、春秋時代と貨幣經濟、（支那學、第一卷、第八號）參照。

*** 加藤繁博士、周景王鑄錢說話批判、（史學、第十一卷、第二號）參照。

か。だが、しかし、その故に、それにおいて、貨幣は財貨の本でなくて單に交易の手段にすぎぬこと、及び、古代において自然經濟が行はれてゐたことが識認せられてゐることに相當の評價を拂ふことまでも拒否するはとらざるところとせねばならぬであらう。

さて呂祖謙によれば、貨幣は禹湯の昔に始まるとして、それはたゞ饑荒の場合の特殊事象であつて、一般にはヒルデブランドのいはゆる自然經濟が行はれたわけであるが、しからば自然經濟より貨幣經濟への移行はいついかにして行はれたとするか。彼によれば、それは「武帝に至りて四夷をことゝするあり、このとき國用足らず、告繒の法を立て、以て天下を括責し、これより古意漸く失はれ、錢幣まさに重し」とせられる。

武帝の告繒の法は周知のごとく、武帝のとき、人民所有の錢に課税し、隱匿もしくは不正申告をなせるものは、罰、皮邊一歲並びに繒錢没入で、これを告發せるものには没入繒錢の半ばを與へることゝせるものであるが、この告繒の法の故に自然經濟が貨幣經濟に席を讓るにいたつたとしかく簡單に解することができるであらうか。むしろすでに貨幣經濟が相當發達してゐたからかくのごとき告繒の法も行はれたと解すべきではあるまいか。すくなくとも告繒の法は間もなく廢せられてゐるのであるからますく、以てこれが自然經濟より貨幣經濟への推移の契機とは考へにくいのではないか。といつて武帝のころから貨幣經濟が濃度を加へたことは認めてよからうと思ふ。^三ところでこの自然經濟より貨幣經濟への推移はいかなるものをもたらしたであらうかといへば、呂祖謙は、

「大抵、三代以前、たゞそれ穀粟を以て本となし、泉布を以て權となし、常に權をして本に勝たしめず、當時地の利すでに盡くし、浮游末作の徒少なし、後世この制壞れて、匹夫の家錫千萬を藏し、公上と衝を争ふ、またこれ古

**** 投稿、支那物品貨幣小考、(東亞問題、第三卷、第十二號)參照。
* 史記平準書、漢書食貨志下、參照。

意浸く失ふ」ことを指摘する。すなはち財物と貨幣が主客顛倒その位置を變じて貨幣が主となること、浮游末作の徒が増したること、成金者流がはびこつて富、公上とひとしきものあるにいたつたことがあげられる。それはまことにそのとよりであらう。そして、それらの事象は、彼にとつてはこのまじいものではないやうで、古意失はるといふ字句の末にもその氣分は察せられるやうに思はれるが、はたしてどんなものであらうか。

それで呂祖謙は、財物が本で錢幣は末とみ、錢幣が物にとつてかはるにあきたらぬかにみゆる。では「錢幣」を廢して古意を恢復することを望むかといへばさうではないことは、錢幣にかへるに穀粟を以てする貢禹の主張をさへ不可とし、「大抵天下のこと、いはゆる、經權本末、常にたがいに用をなし、權は經に勝つべからず、末は本に勝つべからず、(しかれども)もし、いたすらに、一時游手末作の弊をみてことごとくこれを廢せんと欲す、かのごとくんばその一をえて其二を知らず」と評するによりて知られる。これによりてみれば、われ／＼は呂祖謙が單なる重農論者でなく商工業の重要性をよく識認せるを知るわけであるが、そしてそれは、呂祖謙の呼吸した南宋時代が商工業の飛躍的發展を經過せる時代であることを思へば別に怪しむにもあたらぬと思はれるが、それにしても、彼が廢錢用穀を不可とする論據はといへば魏の文帝のとき廢錢用穀が行はれ、貢禹の論がほゞすでに施行せられたところ、濕穀、薄絹の弊を生じたこと、及び、穀帛を錢幣の代はりに使用すれば穀帛は轉輾流通の間に耗毀してその本來の衣食の用途に使はるゝを得ず、それでは本來穀帛を重んずるはづがかへつて穀帛を輕んずる結果となるとせられることにあるとみられる。そしてそれらは、晉書食貨志、魏書食貨志にみいだされるところで、別に珍とするには足らぬが、彼がそれらより論を展開して、「天下たゞ中をえ、平に適ふ論もつとも難し、その重んずるのはなはだすぎるにあたりては一切こと／＼く用い、その廢するのはなはだすぎるに及

* 拙稿、支那物品貨幣小考(前掲)。拙稿、支那人の貨幣觀(東亞問題、第四卷、第二號)參照。

んでは一切ことごとく用いず、二者皆中を得ず」と論じ、眞理は兩極端の中間にありとするは傾聽に價するとせねばならぬであらう。そして、それによれば、彼は錢幣の要は認めるにやぶさかでないが、しかし、錢幣は財貨を流通せしむる手段にすぎず、財物あつての貨幣なることを忘れて一にも貨幣二にも貨幣といふ本末顛倒を非とするものなるを知るべきであらう。

かくて呂祖謙は錢幣の必要を認める。しからは彼は錢幣は何人の手によりて作らるべきものとするかといへば、やはり普通一般の論者と同じく政府爲政者の手によりて作らるべきもの、彼の言葉を以てすれば鑄錢の權は「公上」に歸すべきものとする。それは彼が、「財計を論じて精しからざるもの、たゞ錢を鑄て入るところ多きを以て利となし、殊に權の公上に歸するを知らず、錢を鑄る多しと雖も利の小なるもの、權の公上に歸するは利の大なるもの」といひ、または、「いたすらに小利に徇したがへば、錢すなはち薄惡、かくのごとくんば姦民これを努め、皆以て錢をつくるべく、公上に出でずして利孔四散す、すなはちこれ小利を以て大利を失ふ」といへるによりてこれをうかゞふことができよう。こゝに造幣の權が公上に歸するは大利なりとあるが、それは政府爲政者が利益追求の手段に貨幣鑄造權を利用することを意味せるものではない。それは彼が、「國家の錢を設くる所以は以て輕重本末を權り、未だ嘗て利をとらず」といつたり、また、宋代太宗の御世、張齊賢が江南轉運務となり多く錢を鑄んと欲し、從來の開元錢法を變へ、錢は多くなつたがその精密前代に及ばず、はなはだ薄惡にして用ふべからざるにいたれるを評して「當時、務めて多く得んことをとめ、大體を思はず」といつてゐるによりてもあきらからであらう。しからは、それではこゝに「權公上に歸するは利の大なるもの」といへるは何を意味するかといへば、

貨幣は社會の經濟の樞機を形成するが故にこれが混亂は社會の大害である、だからあるいは私鑄薄惡錢を防ぎ、あるいはその數量を適當ならしめる等、貨幣の統制を行ひうるために造幣の權が一に政府の手に握られることは社會の大利であるとするものと解すべく、そしてこの場合には、漢の賈誼、賈山、乃至唐の劉秩の私鑄禁止論が採用されるが普通で、呂祖謙が何等の採用をもしておらぬのがかへつて不思議なくらいであるが、しかし、この呂祖謙の論は、すでに述べたるがごとく「歷代制度詳説」によれるもので、これだけ獨立せるものではなく、この前に「制度」の記述があり、そこには、「私鑄放鑄」の日があり、賈誼の議論がすでにかゝげられていることを思はねばならない。もつとも彼が「公上に出でず、利孔四散す云々」といへるよりみれば、鑄錢の利を意味するにはあらずやと考へられるかも知れぬが、なるほどこの場合、利孔の利は鑄錢の利を指すものであるが、しかし、利孔四散することそれ自體が問題なのではなくて利孔四散して私鑄蠱起することが「大利を失する」所以なのであると解すべきであると私は思ふ。後に述べるとく彼は鑄錢の技術上の原理としてはやはり有名なる南齊の孔穎の銅を惜しまず工を愛せずを「易ふべからざるの論」とするが、それも、それが私鑄を防止する効果あるが故に外ならぬことは、そも／＼孔穎のこの論が私鑄防止策として陳べられたものであることを願ひるまでもなく、呂祖謙自身「もし銅を惜しまざれば錢を鑄るも利なく、もし利を得ざれば私鑄敢えて起らず、私鑄敢て起らざれば敎散公上に歸し、鼓鑄の權下に分たず、これその利の大なるもの」といつてゐるによりて容易に看取することができよう。

貨幣は必要である、そしてそれは政府の手によりて鑄造せらるべきものであるとして、しからばそれはいかに

鑄造せらるべきであるかゞ次に問題となるであらうが、それについて呂祖謙はいかに考へるかといへば、すでにふれたごとく、彼は理としては「銅を惜しまず工を愛せず」といふ「南齊孔顛の言、すなはちこれ易ふべからざるの論」とする。そしてそれは、それが私鑄發生の餘地なからしめ、よつて以て造幣の權を政府に確保するが故であることはすでに述べたところよりしてあきらかなるところのごとくである。なるほど、錢が私鑄をさけることができないやうに鑄造せられることはまことに必要であること論をまたない。しかし、それが錢の全部ではないこといふまでもない。錢は私鑄をさけることができさへすればそれでよい筈のものではない。従つていかに錢を鑄造すべきかにおける原理はたゞ孔顛の論議が唯一のものであるべきではない。そして呂祖謙がそれを識認せることは、彼が、こゝでもまた中平を得ることの要を説いて、たとへば、「はなはだ重きを論ずればいはゆる直百・當千の錢あり、はなはだ輕きを論ずればいはゆる榆莢・三銖の錢あり、しかりしかうして皆中を得ず、たゞ五銖・開元、銖兩の多寡・鼓鑄の精密、相望んで易ふべからず」といつているによりてこれをうかゞふことができよう。

さて右はいかに錢幣を造るべきかの原理に關する呂祖謙の考をみたのであるが、それでは、その原理に該當する錢幣は現實にはいかなるものであらうかといへば、いま述べたところより容易に推しうるがごとく、彼によれば、漢の五銖錢、唐の開元錢がそれとしてあげられる。實に彼はこれらを以て「その規あるいは以て式となすべし」といひ、「これはこれ錢の正」とさへいふ。

ついでながら呂祖謙は現實の錢幣を三つの種類に分ける。正、權、蠹がそれである。正はすでにこれをあきら

かにしたところのごとくであるが、錢の權なるものは、「一時の鑄るところ、劉備大錢を鑄以て軍市の財を足らはし、第五琦乾元錢を鑄るがとき」すなはち「これはこれ錢の權」なるものである。けだし、一定の時、一定の處において存在理由の認められるものではあるが、普遍安當性を缺ぐものをさすものとなし得よう。錢の蠹なるものは、「漢の武帝鹿皮を以て幣となし、王莽龜貝を以て幣となすがとき」すなはち「これはこれ錢の蠹」なるものである。それは錢幣に害を與へるがごときものをさすこといふまでもあるまい。かく呂祖謙は錢に正・權・蠹の三つのカテゴリーを與へる。彼が各々の貨幣をこれらのカテゴリーに歸屬せしむる仕方にはあるいは異論の餘地あらんも、かゝるカテゴリーの想定をれ自身は面白い考と思はれる。そしてその權なるカテゴリーにおいては經濟制度の時空的相對説の考へ方がうかゞはれるにおいて一層興味をそゝられるところなしとせぬ。もつとも、それは正・權の絕對説の考へ方によつて相殺せられるといふ攻撃にはかへす言葉を知らぬきはめてたより少いものではあるであらうが。

しかし、絕對説といつても、彼の場合永遠不易を意味するものとするのはどうであらうか。なるほど言葉の上では「易ふべからざる」を尊び、「一時の宜しき」を賤しんでいる。だが、彼が錢の正なるものゝカテゴリーに入れ、不易とほめる五銖錢のごとき、漢より唐にいたるまでの間における不易であり、唐に入ると開元錢によつてとつてかはられており、そしてそれは呂祖謙もあきらかに認めているところで、さすれば、その不易は必ずしも永遠不易ではなく、従つて嚴密な意味における絕對説ではない。また「一時の宜しき」に對して彼は好んで「久しきを経て行ふべき」の語をも用いているが、それはすでに廣い意味における相對説でなければならぬ。してみると絕對説といひ相對説といつても、それは結局廣い意味における相對説内における相對的區別にほかならぬと

もいへる。そして、さうすれば、われ／＼はやはり彼において相對説論者を見ることができるといつてよいわけである。

以上われ／＼が呂祖謙の貨幣思想としてうかゞつたところは、錢、すなはち、いはゆる硬貨のカテゴリーに屬するそれである。しかるに貨幣には硬貨のほかは軟貨すなはち紙幣がある。そして呂祖謙の生活した南宋の社會においても紙幣は行はれている、といふよりもむしろ、南宋の社會は紙幣がやうやく盛行をみるにいたつたことを以て特色とするとせられてゐる。それで呂祖謙は紙幣についても考ふところあるべきであらうが、しからはそれはいかにあるか。

紙幣に關する呂祖謙の思想をうかゞつてみるに、そも／＼支那における紙幣に關する思想は、紙幣是か非かの根本問題からして問題とする。では呂祖謙はそれについてどう考へるか。彼は紙幣についてはいはゆる相對論を抱く。それは彼が宋代紙幣の代表的なるものとして有名なる「交子」について、「寇賊の蜀にあるや交子を創置す、これ一時偏を舉げ弊を救ふの政、また錢布久しきを經て行ふべきの制にあらず、交子これ蜀に行はばすなはち可なり云々」といつてゐるによりてあきらかであらう。しかし、相對説はすでに述べたるがごとくすくなくとも一定の時一定の處においてその存在理由を有せねばならぬ。げんに右引けるところにおいても蜀において、「一時偏を舉げ弊を救ふの政」といつてゐるではないか。しからはその存在理由はいかなるものであらうか。その説明はやがて交子は何のために生じたかの設問に對へることになるわけであるが、彼はそれを次のごとく説明する。「蜀鐵錢を用ふ、その大なるものは二十五斤を以て一千となす、その中なるものは十三斤を以て一千とな

す、行旅齎持に便ならず、故に當時の券會は鐵錢の不便にして、輕重の推移によりて以て挾持すべからざるより生ず、交子の法、民の自らなすところより出で、これを官に託す、行ふべき所以、云々」と。そして交子の成因を鐵錢重くして用ひ難きに求むるはほとんど通説ともいふべきところで、従つてその存在理由をそこに求むるは別に珍とするにあたらぬ。だが、しかし、だからといつて、紙幣の存在理由をその點に求むるとき、それが一般に紙幣の理論に通ずることが低く評價されるべきでないことはいふまでもないところであらう。それから、また、右に引くところの末尾において、「交子の法、民の自らなすところより出で、これを官に託す、行ふべき所以」といへるは經濟における自然性に合理性をみる思想として注意に價するところなしとせぬと私には思はれるがどうであらうか。

右述ぶるところのごとく、呂祖謙は紙幣を是認・肯定することはする。しかし、それは相對的な是認・肯定である。たゞ、「鐵錢便ならず、すなはち交子便なり」とするだけである。従つて、今やかつての蜀における鐵錢のごとき不便がなければ、「今は銅錢稍輕く、行旅挾持すべからざるにあらず、楮幣を行はんと欲す、銅錢かへつて便にして楮券便ならず、昔の便は今日の不便、議者楮幣を以て公行し、これを蜀の法に參へんと欲す、自ら以て相よりて行ふべし、要するに經久の制にあらず」とするは怪しむ要せぬ。いな、それにおいて彼の紙幣に對する相對説が躍如たるものがあるといへよう。しかし、また、われ／＼は、それにおいて、彼が、紙幣を以てどちらかといへば止むをえざる惡事とせるかのごときをうかどうべく、すくなくともわれ／＼はそれにおいて、金屬説の思想濃きを得べきではないかと思ふがどんなものであらうか。

しかし、それにもかゝはらず、現實には皮肉にも紙幣が盛んに行はれてゐた。ではそれに對して彼はいかなる説明を與へるであらうか。彼はそれを銅錢が足らぬ故であるとする。曰く、「今日の楮券をつくり、また鐵錢をつくらんと欲する所以は、そのもと錢すくなきにあり」と。これはたしかに眞理である。まことに支那における銅錢の一大特徴はその不足勝ちの點にあるといひうべく、宋代における鐵錢、紙幣の行はれたる理由があるいはそこにも求むるはたしかに遠見と稱するを妨げず、従つて蜀における交子の成因もまた間接には銅錢の不足より説明せらるべきであらう。

しかし、だからといつて、銅が輕ければ紙幣の要なしとする説が直に肯定せられてよいことにはならぬことを忘れてはならない。けだし、貨幣の本質が交易の媒介手段たるにあるを認むるかぎりその素材價値は不要であるべく、従つて貨幣が金屬でなければならぬ理由はないことになり、紙であつて毫も不可なく、いな、その方がやはり、それだけ、運搬に容易であり、また、さきに穀帛についていはれたるところの、天下有用のものを以ていたすらに轉展流通の間に耗毀することなからしめるといふ主旨にも添ふ次第で、まこと貨幣進化の歴史は鑄貨より紙幣への道をたどること東西その揆を一にすることである。

かくて貨幣の本質が交易の媒介物たるにあるを認めればその論理的必然の歸結として金屬説を脱却して紙幣の肯定論に進むべき筈である。ところが、呂祖謙は貨幣の本質が交易の媒介物たるにあることを認めながら、いな、認めるが故に、金屬説を脱却するどころか、かへつてこれを強調するといふ、論理ではなくて非論理を展開する。

曰く「財利の用貿易にあり、孔顔の論、宜しく銅を惜しみ工を愛せず、多寡を計らず、これもつとも的當」と。ついでながら、清の顧炎武は紙幣の行はれるを得たる所以は比較的小量の内に比較的大價値を藏し、従つて携帶

に便利なる銀が貨幣として用いられなかつたからであり、その證據には銀が一般に貨幣の役目をはたすに及んで紙幣はその姿を消すにいたつたといつてゐるが、それは呂祖謙のこゝにおける論とまさに同工異曲といつてよく、それこそいづれも「その一を得てその二を知らざる」ものといふべきであらう。

それはともかく、呂祖謙は行はるべからざる紙幣の行はれる所以は銅錢の不足にあるとする。それで紙幣を行はれざらしめんとすれば銅錢不足の事情を解消せしめざるべからず、銅錢不足の事情を解消せしめようとすれば銅錢不足の原因を除去するにしくはないことになる。では彼は銅錢不足の原因をどこにあるとみるか。彼は、それを、「あるいはやゝ銅器をつくり、あるいは邊鄙に滲漏し、あるいは實室に藏す」るによると列舉説明する。そしてそれはまさにそのどおりと思ふ。ではそれを除去するの道はどうかといへば彼は別にそれに對して有效なる策を示してはおらぬ。

呂祖謙はいま述べたところよりしてあきらかなるがごとく、貨幣において金屬説に屬するものとなしうる。しかるに金屬説は貨幣の素材價值を固執するものである。故に金屬論者は、貨幣それ自體の效用を重視すべき管である。だが、しかし、呂祖謙はさうではない。彼の説は金屬説のカテゴリーに屬するにもかゝはらず、彼は貨幣は財貨の交易の手段であるとして、それ自身の效用を否定せんとする。曰く、「錢の物たる、饑えて食ふべからず、寒えて衣るべからず、百工のことにいたりては、皆資^も以て生をなす、缺くべからざるもの云々」と。金屬説を吐きながら貨幣それ自體の效用を否定せんとするは嚴密には論理の矛盾ではあるが、貨幣の本質を交易の媒介物たる點に認めて、物が主で貨幣が従である所以を強調せるは多とすべきである。もつとも、その「錢の物たる饑えて食ふべからず、寒えて衣るべからず」といへるは前漢の龜錯^その論を踏襲せるものではあるが、しか

* 口知錄、卷一、鈔 參照。

** 拙稿、宋代貨幣考（東亞經濟論叢、第一卷、第四號）參照。

*** 漢書食貨志上。

し、鼈錯がひとり穀帛をのみ重んじて重農主義にとちこもれるに反して、呂祖謙がさらに進んで「百工のことにいたりては、皆資^もて以て生をなす、缺くべからず」と工業の重要性をもいへるは注目し價する。

三

以上われ／＼は呂祖謙の貨幣思想についてうかゞふところあつたのであるが、いまそれを要約してみれば次のごとくなるであらう。

呂祖謙は貨幣の本質は交易にあることを認め、それが一定の發展をとげたる經濟社會においては必要なるものであることを是認し、かつ、その民生における影響の重大さを識認するが故に、その混亂を極力防遏するを要すると考へ、従て混亂のもつとも大なる禍源たる私鑄の根絶が緊要とせられる。かた／＼造幣の權は公上に歸すべしと説くことになり、そして政府の造幣權行使にあたりてはそれによりて利を追求すべきでなく、ひとへに民生の増進を念とすべきであると、貨幣の鑄造においては南齊の孔顛の銅を惜しまず工を愛せずをモツトウとするが、しかし、必ずしも、それだけにとゞまらず、最高の基準は中平を得て經久通行すべき貨幣を行ふにあるのであつて、例へば漢の五銖錢唐の開元錢のごときがそれにあたるとなし、これを貨幣の正なるものといひ、これに反して漢の武帝の白鹿皮幣や、王莽の龜貝の幣のごとく幣制を紊亂するものを貨幣の益なるものとして斥ける。なほ貨幣の正なるにいたらずとも一定の處一定の時にてよく宜しきかなひ、時弊を救ふに足るものはこれを貨幣の權なるものとしてこれを容認して二者の中間におく、第五琦の乾元錢のごときがそれであるが、彼によれば紙幣もまた、このカテゴリーに屬するのであつて、紙幣の存在理由は携帶の便利にあることを認めながら、金屬説の思想より脱却できずして銅錢の行はれるところでは、その要なきものとし、その盛行は一に銅錢

の缺乏によるとするとところに洞察の深きをみるべきと同時に識見の不足を惜しまざるを得ぬものがあるが、しかし、その銅錢の不足の因を列擧するあたりには實學に通じて葉適と併べ稱せらるゝまたむべなるかなの感なきを得ぬものがある。

註一 これは「禮記・玉制篇」に、「三年耕、必有一年之食、九年耕、必有三年之食、以三十年之通、雖有凶旱水溢、民無菜色云々」とあるによつたものと思ふが、三年耕して一年の食をあまし、九年耕して三年の食をあましながら三十年の通を以てして九年の積ありとするは計算が合はぬ。「二十七年の通」とするか、「十年の積」とせねばならぬと思ふ。禮記とて「三十年の通を以て九年の積あり」とはいつておらぬ。この點漢志の引くところの方が理義が貫通している。試にかゝれば次のごとくである。

「民三年耕、則餘二年之蓄……三載考績……三考黜陟、餘三年食、進業曰登、再登曰平、餘六年食、三登曰泰平、二十七歲遺九年食。」

註二 そしてそれは一般社會經濟の自然的發展、別しては、漢興以來の久しき昇平に歸しうるでもあらうか。